

# 職 員 の 処 分 に つ い て

## 1 処分日

令和7年1月14日

## 2 処分内容等

### 【法令等違反】

#### (1) 対象職員及び処分内容

(当時の所属) 福祉保健部職員・・・口頭注意

#### (2) 事実関係

平成30年12月28日、皆成学園に入所していたてんかんのある児童が単独で入浴し、その後浴槽内でうつ伏せになっているところを発見され、救急搬送されるも搬送先の病院で死亡が確認された。

対象職員は、当時皆成学園に所属し、事故が発生した棟の事務を総括する立場にあったが、死亡した児童の支援について現場の職員に対する適切な指導等を行っていなかった。

#### (3) その他

本件事故は本児童の支援に対して組織としての対応が不十分であったことに起因しているものであるが、当時関係していた職員のうち、現在も県職員として在籍している唯一の職員に対して口頭による注意を行ったもの。

### 【公文書の偽造等】

#### (1) 対象職員及び処分内容

西部総合事務所職員・・・減給1/10 3月

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和5年度から6年度にかけて、起案しないまま決裁を得ずに無断で鳥取県西部総合事務所長の公印を押印した公文書を作成・施行するとともに、記載内容を変造した申請書等を用いて起案し決裁を得て公文書を作成・施行したほか、申請者から提出された申請書の処理を放置するなど不適切な事務処理を繰り返し（計43件）、これらの事務処理を上司に報告していなかった。加えて、事案発覚後の所属の聞き取りに対しても複数回、事実と異なる回答を繰り返した。